

結核医療費公費負担申請の取扱いについてのQ & A

(マイナンバー制度への対応：医療機関用)

申請に当たっては、患者さん等が自ら保健所に申請されることが基本ですが、病状等やむを得ない事由により申請手続きが困難な場合は、医療機関と相談のうえ、代行してもらうことができます。

京 都 府
京 都 市

Q 1 これまで1枚だった申請書が2枚に分かれましたが、なぜですか。

A 1 申請に当たっては、患者さんがあらかじめ申請書Aに必要事項を記入の上（マイナンバーも記載された状態で）医療機関に持参されることを基本としました。

1枚の申請書では、マイナンバー部分がマスキングされていないと医師が申請書の診断書部分に記入するときなどに目に触れますので、申請書をAとB（診断書）の2枚に分けることで患者さん等がマスキングする御負担を軽減することを目的としています。

Q 2 患者さん等が持参された申請書Aが未記入の場合どうすればいいですか。

A 2 患者さん等の申請される意思を明確にするためにも、患者さん等に記入をお願いしてください。

ただし、マイナンバーがその場で確認できない等のケースがありますので、そのときは、その場で記入は避け、後日、保健所（京都市各区支所の医療衛生コーナー）の職員が患者さんのお宅を訪問する際に申請書Aへの追記をお願いすることになります。

なお、感染症法第37条に基づく申請の場合には、厚生労働省通知により「患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者等が申請書を作成することができない場合には、勧告保健所又は感染症指定医療機関が申請書の作成を代行することができる」とされています。

Q 3 法第37条の2の患者さんについては、これまでは、医療機関から保健所（京都市医療衛生センター）に申請書をFAX送信して、保健所では着信日を受付日としていましたが、今後はどのようにすればいいのですか。

A 3 これまでどおり、保健所へのFAX着信日をもって受付日とします。

申請書Aにマイナンバーが記載されていない場合も含め、医療機関から保健所（京都市医療衛生センター）にFAX送信していただくのは、申請書B（診断書）のみで構いません。

Q 4 申請書AもFAX送信する必要はありませんか。

A 4 あらかじめ申請書Aに記入されていることを前提に、申請書B（診断書）を送信いただくことで、患者さん等に申請の意思があるものと見なします。

しかし、誤ってマイナンバーの記載された申請書Aが、マスキングされずに申請書B（診断書）と一緒に誤送信される場合も想定されますので、万全を期して申請書B（診断書）のみの受信をもって申請を受け付けます。

また、送信時に患者さん等のマイナンバーが医療機関の職員の目に触れることを避けるためにも、申請書Aを送信しないことが合理的です。

ただし、申請書Aについても、速やかに提出していただく必要がありますので、患者さんの記入、提出の状況を確認してください。

Q 5 申請書Aにマイナンバーが記載されていなければ、申請書B（診断書）と一緒にFAX送信しても問題ないと思いますが。

A 5 問題はありませんが、医療機関でのお手続きを簡素化して御負担を軽減するため、申請書B（診断書）のみFAX送信していただくことで統一します。

Q 6 保健所（医療衛生センター）にFAX送信した後は、どのように対応すればいいですか。

A 6 多くの医療機関では、医療機関から申請書を郵送いただいておりますが、患者さんに申請書AとB（診断書）を封筒に同封していただき、厳封して医療機関から保健所（医療衛生センター）に郵送してください。

FAX送信後、速やかに申請書A及び申請書B（診断書）を郵送いただきますよう、御協力をお願いします。

なお、患者さん等が保健所（京都市各区支所の医療衛生コーナー）に直接持参される場合は、患者さんに封筒を渡して申請書AとB（診断書）を一緒に入れてもらってください。

Q 7 申請書を送付する費用は、誰が負担するのですか。

A 7 申請書の送付に要する費用は、患者さん等が負担されるのが基本と考えますが、各医療機関の御事情等に合せて従前の例に倣っていただいても差し支えありません。

対応のフロー（医療機関で代行される場合）

